

鹿屋市告示第 90 号

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男



令和 8 年 3 月 19 日 決 裁

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1再編集約等加速化支援事業の項の次に次のように加える。

かごしま園芸産地整備事業	畑作物の生産性の向上及び安定生産、労働負担軽減、担い手及び作業受託組織の育成・強化、病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、種ばれいしょの供給力の強化、需要動向や気候変動に対応した持続的な生産・流通体制の確立、環境配慮した生産体制の確立、地域資源の循環、砂糖の需要拡大等の取組、分みつ糖工場等の労働効率向上及びいもでん粉製造業の生産性の向上に要する経費	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付要綱(令和8年1月29日付農産第3474号農林水産事務次官依命通知)に規定された対象者	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付要綱及びかごしま園芸産地整備事業補助金交付要綱に示された採択基準によること。	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付要綱及びかごしま園芸産地整備事業補助金交付要綱に示された予算で定める額以内
--------------	---	--	---	--

附 則

この告示は、令和8年3月19日から施行する。